

シカ被害対策

過去の狩猟禁止措置や地球温暖化による積雪量の減少などを背景に、都内のシカは、生息数が増加し、農林業・森林生態系への被害や土砂流出などをもたらしている。都は、今後、隣接県との連携を一層強化し、都県境での共同捕獲の推進など実効性ある個体数適正化の取組や、捕獲の担い手の確保などの取組を進めていく必要がある。

1 シカをめぐる現状

(1) 都内の生息数・生息域

平成17年の環境局の調査によると、都内のシカは約1,900頭生息していると推定されている。14年時点よりは減少しているものの、5年当時の約400頭と比較すると、約4.8倍である(図1)。

東京のシカは、東京、埼玉、山梨、群馬、長野の各都県にまたがる関東山地地域シカ個体群の一部を構成しており、その南東端に分布している(図2)。

都内の生息域は、平成4年以前は奥多摩町が中心であったが、徐々に拡大し、現在では、奥多摩町、青梅市、檜原村、あきる野市、日の出町、八王子市の6市町村に及んでいる(図3)。

(2) シカ増加の背景

都内のシカは、銃器による狩猟の増加や、人口増加に伴う都市の拡大などにより、昭和40年代には目撃例がまれとなるほど生息数が減少した。このため、国によるメスジカの狩猟禁止に加え、都は昭和51年度から奥多摩町でオスジカの狩猟を禁止し、その後、生息数は増加した(オスジカの狩猟禁止は平成14年度に解除)。

また、地球温暖化の影響で冬期の気温が上昇し、積雪量が減少したことによる死亡率の低下も、増加の要因と考えられている。

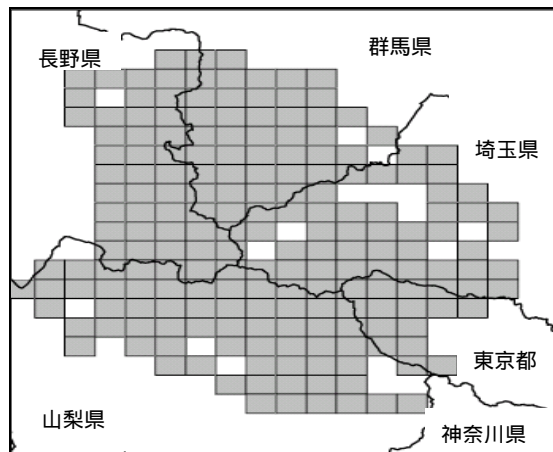
図1：都内のシカ推定生息数の推移 (単位：頭)

調査年	平成4・5年	10・11年	14年	16年	17年
推定生息数	386	982	2,560	2,039	1,870
誤差	±249	±304	±1,810	±1,210	±937

(平成18年は調査を実施していない)

出所：環境局資料より作成

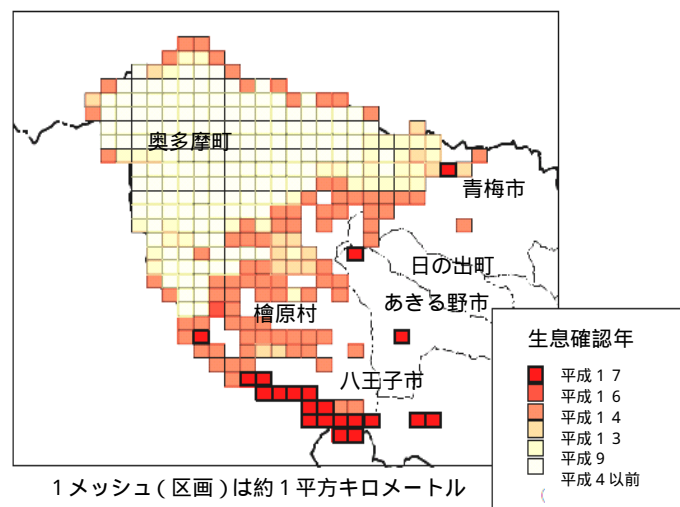
図2：関東山地地域シカ個体群の分布状況



1メッシュ(区画)は約25平方キロメートル

出所：環境局資料

図3：都内のシカ生息域



1メッシュ(区画)は約1平方キロメートル

出所：環境局資料

2 シカ食害による被害の状況

(1) 農業被害

農業被害の主な作物はワサビである。平成8年度には被害額3,100万円、被害面積2.5haに達したが、防護ネットの設置などを進めた結果、被害額は12年度以降500万円を下回り、また、被害面積も10年度以降1ha以下となっており、いずれも減少傾向にある(図4)。

(2) 林業被害

スギやヒノキ等の造林地においては、伐採後に植栽した苗木や幼齢木が下草を含め食害され、むき出しになった表土が流出するなどの事態が発生している。

被害額は平成11年度に5,000万円を超えたが、防護柵・単木保護ネットの設置などにより、その後はほぼ横ばいで推移している。被害面積についても、9年度をピークに、12年度以降は横ばいの状況にある(図5)。

(3) 森林被害

産業労働局が平成16年度に実施した森林被害調査では、約4割の森林で中層以下の樹木の下枝や地表の植物が食害され、下層植生が衰退している状況が確認された。

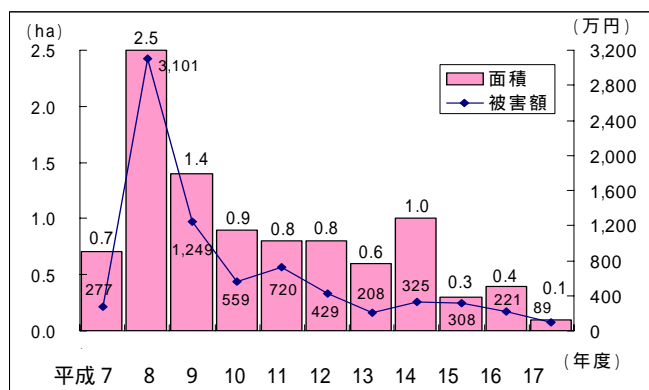
また、多くの箇所で見られ、一部に岩石の露出や小規模の崩壊が見られた。

(4) 水道水源林被害

水道局が平成16年度に実施した水道水源林(山梨県下を含む)における調査では、水源林の約2割で剥皮などの被害が確認された。

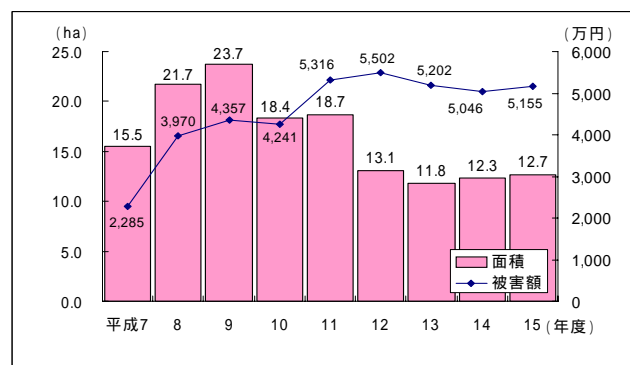
また、ササ類など下層植生の衰退、毒やとげのあるシカの嗜好植物の増加など、森林生態系が影響を受けている状況が明らかとなった。

図4：シカによる農業被害



出所：環境局資料より作成

図5：シカによる林業被害



16年度以降は、調査を実施していない。

出所：環境局資料より作成



造林地における表土の流出



下層植生の衰退

3 都の取組

(1) シカ被害緊急対策の実施

都は、平成12年度に「東京都獣害対策基本計画」を策定し、計画的なシカ捕獲等の取組を行ってきたが、森林被害調査等により、植生の被害や土砂の流出が進行する状況が明らかとなり、また16年7月には豪雨により造林地の伐採跡地から大量の表土が多摩川上流部（逆川）に流れ出し、奥多摩町の水道取水口がふさがれる事態が発生したことなどを受け、16年度に「シカ被害緊急対策」を実施した。

【シカ被害緊急対策の概要】

シカ捕獲

当初の年間捕獲予定数400頭に加え、都が200頭の特別捕獲を実施。

土砂流出防止のための治山・治水工事

治山工事では、逆川上流（オオダワ）で山腹工を実施。治水工事では、峰入川支川に砂防ダム1基設置。

植生の保護と回復

水道水源林に防護柵・単木保護ネット設置。



逆川上流（オオダワ）の治山工事

(2) シカ保護管理計画の策定

都は、平成17年9月、鳥獣保護法に基づき、シカの生息数を適正化するとともに、自然植生や農林業への被害を軽減し、人とシカが共存する多摩の豊かな森づくりを目指し「東京都シカ保護管理計画」を策定した。

【シカ保護管理計画の概要及び事業の実施状況】

計画期間：17年9月30日～20年3月31日（20年度以降も引き続き計画を策定予定）

計画区域：八王子市（西部）、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町

個体数管理

- 本計画期間内に生息数1,000頭以下を目指し捕獲を進める。

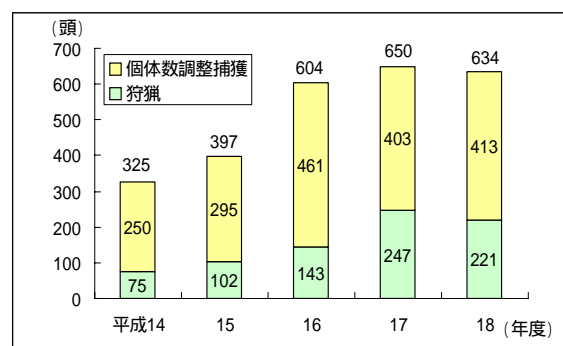
18年度捕獲数：634頭（個体数調整捕獲413頭、狩猟221頭）（図6）

- 狩猟規制の緩和 メスジカ狩猟解禁。一人1日当たりの頭数制限をオスジカ1頭から、メスジカ2頭又はオスジカ・メスジカ1頭ずつに緩和

生息環境管理

- 防護柵等による自然植生の回復・保護
水道水源林で防護柵1,509m設置
- 治山・治水工事による裸山化した森林の回復 山腹工9haなど（18年度実績）

図6：シカ捕獲数の推移



個体数調整捕獲...狩猟期間（11月～2月）以外の期間に行われる個体数適正化のための捕獲
出所：環境局資料より作成

被害防除対策

- ・ 農林業の被害状況に応じた対策 農地で防護ネット 2,250m 設置、造林地で単木保護ネット等を備えた苗木の植栽 20ha など（18 年度実績）



単木保護ネット

隣接県との連携

- ・ 情報の共有化と共同捕獲などの取組

19 年 3 月、11 月に山梨県との共同捕獲実施

今後、東京都、埼玉県、山梨県で「シカ森林被害協議会」を年内に設立し、被害状況の分析や効果的な捕獲方法の検討など、連携した取組をさらに推進していく。

- ・ シンポジウムの開催 19 年 10 月に埼玉県、山梨県との共催で、各都県の被害状況の報告や、有識者等によるパネルディスカッションなどを内容とする「シカ対策シンポジウム・東京の森林を考える」を開催

フィードバック管理

- ・ シカの生息状況や被害状況のモニタリング調査に基づく計画の評価・検討・修正

国への提案要求「シカ保護管理計画推進の支援」（19 年 6 月）

個体群の生息動向の把握及び関係自治体への支援

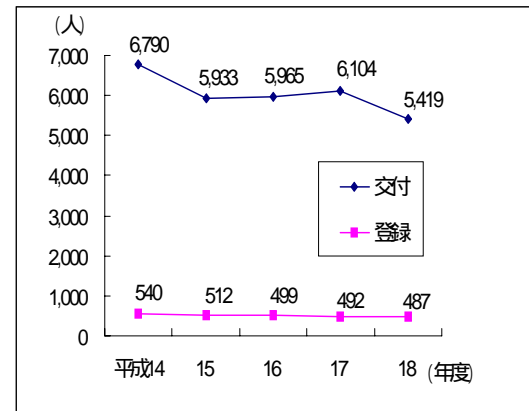
シカによる森林被害実態の国民への周知

狩猟者数の減少

狩猟を行うためには、まず都道府県で実施する狩猟免許試験に合格しなければならない（免許は 3 年ごとの更新制で、全国で有効）。その上で、実際に狩猟を行おうとする都道府県ごとに毎年登録申請を行い、狩猟税及び手数料を納付する必要がある。

都内の狩猟免許交付者数は、平成 14 年度の 6,790 人から 18 年度には 5,419 人へ、また同期間の登録者数は 540 人から 487 人へと減少しており、今後減少傾向が続いた場合、シカの捕獲の担い手の不足が懸念される（図 7）。

図 7：都内の狩猟免許交付者及び登録者の推移



出所：環境局資料より作成

4 今後の課題

シカの個体数を適正な規模で管理していくことは、農林業や森林生態系への被害などの防止とともに、シカ自身の安定した生息を実現するものである。そのため、都は、年内に設立するシカ森林被害協議会を活用し、埼玉、山梨の隣接県との連携の一層の強化を図り、都県境での共同捕獲の推進など実効性ある個体数適正化の取組を進めていく必要がある。あわせて、狩猟免許交付者に対するシカ被害に関する普及啓発など、捕獲の担い手の確保に向けた取組も必要である。